

特定野菜供給産地育成価格差補給  
事業に係る業務方法書実施細則

令和5年4月

公益社団法人 秋田県青果物基金協会



# 特定野菜供給産地育成価格差補給事業に係る業務方法書実施細則

公益社団法人秋田県青果物基金協会

設定	昭和60年6月25日	承認
変更	昭和61年5月20日	承認
変更	昭和62年6月1日	承認
変更	昭和63年4月28日	承認
変更	平成元年6月8日	承認
変更	平成2年7月7日	承認
変更	平成3年5月10日	承認
変更	平成4年4月28日	承認
変更	平成5年5月25日	承認
変更	平成6年7月8日	承認
変更	平成7年4月14日	承認
変更	平成8年5月24日	承認
変更	平成9年4月7日	承認
変更	平成10年4月21日	承認
変更	平成11年4月15日	承認
変更	平成12年4月14日	承認
変更	平成13年4月13日	承認
変更	平成14年4月25日	承認
変更	平成15年1月23日	承認
変更	平成15年4月30日	承認
変更	平成15年7月11日	承認
変更	平成16年4月13日	承認
変更	平成17年4月8日	承認
変更	平成18年4月1日	承認
変更	平成19年1月19日	承認
変更	平成19年5月16日	承認
変更	平成20年4月18日	承認
変更	平成21年4月24日	承認
変更	平成21年7月31日	承認
変更	平成22年3月25日	承認
変更	平成23年7月6日	承認
変更	平成24年3月16日	承認
変更	平成24年6月20日	承認
変更	平成25年7月2日	承認
変更	平成26年4月15日	承認
変更	平成26年6月18日	承認
変更	平成27年4月10日	承認
変更	平成28年4月1日	承認
変更	平成29年3月27日	承認
変更	平成30年4月5日	承認
変更	平成31年3月28日	承認
変更	令和元年7月1日	承認
変更	令和2年3月31日	承認
変更	令和3年4月28日	承認

変更	令和 3 年 6 月 1 6 日	承認
変更	令和 4 年 4 月 1 日	承認
変更	令和 4 年 6 月 1 0 日	承認
変更	令和 5 年 3 月 3 0 日	承認

(対象特定野菜等)

**第1条** 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る業務方法書（以下「特定野菜等業務方法書」という。）第3条の対象特定野菜等は、別表に掲げるとおりとする。

(対象市場群)

**第2条** 特定野菜等業務方法書第4条の対象市場群は、附表に掲げるとおりとする。

(対象出荷期間)

**第3条** 特定野菜等業務方法書第5条の対象出荷期間は、業務区分ごとに別表に掲げるとおりとする。

(業務対象年間)

**第4条** 特定野菜等業務方法書第6条の業務対象年間は、業務区分ごとに別表に掲げるとおりとする。

(保証基準額、最低基準額、資金造成単価)

**第5条** 特定野菜等業務方法書第13条第1項の保証基準額、第7条第1項の最低基準額、第9条第3項の資金造成単価は、業務区分ごとに別表に掲げるとおりとする。

(価格差補給交付金の申込期限)

**第6条** 特定野菜等業務方法書第7条第1項の申込期限は、業務区分ごとに別表申込期限の欄に掲げるとおりとする。

(交付準備金の納入期限)

**第7条** 特定野菜等業務方法書第9条第4項の納入期限は、業務区分ごとに別表の交付準備金納入期限の欄に掲げるとおりとする。

(交付準備金の返戻)

**第8条** 特定野菜等業務方法書第9条第1項で造成された交付準備金については、業務対象年間中返戻は行わない。

ただし、業務対象年間で短縮又は更新される場合のみ交付準備金の全部又は一部について返戻できるものとする。

#### 附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

昭和60年6月25日 承認

#### 附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

昭和61年5月20日 承認

#### 附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

2. この実施細則の施行日において、第6条に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る特定野菜等業務方法書第7条第1項の規定による申込み期限は、第6条の規定にかかわらず、昭和62年6月11日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、第7条の規定にかかわらず、昭和62年6月27日とする。

昭和62年6月1日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。
2. この実施細則の施行日において、別表1に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、別表1の規定にかかわらず、昭和63年5月2日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、別表1の規定にかかわらず、昭和63年5月18日とする。

昭和63年4月28日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成元年4月1日から適用する。
2. この実施細則の施行日において、別表1に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、別表1の規定にかかわらず、平成元年6月15日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、別表1の規定にかかわらず、平成元年7月1日とする。

平成元年6月8日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成2年4月1日から適用する。
2. この実施細則の施行日において、別表1に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、別表1の規定にかかわらず、平成2年7月7日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、別表1の規定にかかわらず、平成2年7月21日とする。

平成2年7月7日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成3年4月1日から適用する。
2. この実施細則の施行日において、別表1に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、別表1の規定にかかわらず、平成3年5月20日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、別表1の規定にかかわらず、平成3年6月4日とする。

平成3年5月10日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成4年4月1日から適用する。
2. この実施細則の施行日において、別表1に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、別表1の規定にかかわらず、平成4年4月28日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、別表1の規定にかかわらず、平成4年5月13日とする。

平成4年4月28日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成5年4月1日から適用する。
2. この実施細則の施行日において、別表に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、別表の規定にかかわらず、平成5年5月25日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、別表の規定にかかわらず、平成5年6月10日とする。

平成5年5月25日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成6年4月1日から適用する。
2. この実施細則の施行日において、別表に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、別表の規定にかかわらず、平成6年7月7日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、別表の規定にかかわらず、平成6年7月25日とする。

平成6年7月8日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成7年4月1日から適用する。
2. この実施細則の施行日において、別表に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、別表の規定にかかわらず、平成7年4月14日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、別表の規定にかかわらず、平成7年5月1日とする。

平成7年4月14日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成8年4月1日から適用する。
2. この実施細則の施行日において、別表に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、別表の規定にかかわらず、平成8年5月24日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、別表の規定にかかわらず、平成8年6月4日とする。

平成8年5月24日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成9年4月1日から適用する。
2. この実施細則の施行日において、別表に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、別表の規定にかかわらず、平成9年4月16日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、別表の規定にかかわらず、平成9年5月1日とする。

平成9年4月7日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成10年4月1日から適用する。
2. この実施細則の施行日において、別表に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、別表の規定にかかわらず、平成10年4月23日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、別表の規定にかかわらず、平成10年5月8日とする。

平成10年4月21日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成11年4月1日から適用する。
2. この実施細則の施行日において、別表に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、別表の規定にかかわらず、平成11年4月16日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、別表の規定にかかわらず、平成11年5月6日とする。

平成11年4月15日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

2. この実施細則の施行日において、別表に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、別表の規定にかかわらず、平成12年4月16日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、別表の規定にかかわらず、平成12年5月1日とする。
- 平成12年4月14日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
2. この実施細則の施行日において、別表に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、別表の規定にかかわらず、平成13年4月16日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、別表の規定にかかわらず、平成13年5月1日とする。
- 平成13年4月13日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
2. この実施細則の施行日において、別表に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、別表の規定にかかわらず、平成14年5月10日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、別表の規定にかかわらず、平成14年6月1日とする。
- 平成14年4月25日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
- 平成15年1月23日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
2. この実施細則の施行日において、別表に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、別表の規定にかかわらず、平成15年4月16日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、別表の規定にかかわらず、平成15年5月1日とする。
- 平成15年4月30日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 平成15年7月11日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
2. この実施細則の施行日において、別表に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、別表の規定にかかわらず、平成16年4月16日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、別表の規定にかかわらず、平成16年5月6日とする。
- 平成16年4月13日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
2. この実施細則の施行日において、別表に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、別表の規定にかかわらず、平成17年4月8日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、別表の規定にかかわらず、平成17年5月2日とする。  
平成17年4月8日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
2. この実施細則の施行日において、別表に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、別表の規定にかかわらず、平成18年3月10日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、別表の規定にかかわらず、平成18年3月31日とする。  
平成18年4月1日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成18年9月1日から適用する。  
平成19年1月19日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
2. この実施細則の施行日において、別表に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、別表の規定にかかわらず、平成19年3月9日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、別表の規定にかかわらず、平成19年3月31日とする。  
平成19年5月16日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
2. この実施細則の施行日において、別表に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、別表の規定にかかわらず、平成20年4月9日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、別表の規定にかかわらず、平成20年5月1日とする。  
平成20年4月18日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
2. この実施細則の施行日において、別表に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、別表の規定にかかわらず、平成21年3月27日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、別表の規定にかかわらず、平成21年4月27日とする。  
平成21年4月24日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

平成21年7月31日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
2. この実施細則の施行日において、別表に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、別表の規定にかかわらず、平成22年3月31日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、別表の規定にかかわらず、平成22年4月30日とする。

平成22年3月25日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
2. この実施細則の施行日において、別表に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、別表の規定にかかわらず、平成23年4月17日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、別表の規定にかかわらず、平成23年5月1日とする。

平成23年7月6日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
2. この実施細則の施行日において、別表に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、別表の規定にかかわらず、平成24年4月5日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、別表の規定にかかわらず、平成24年5月1日とする。

平成24年3月16日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

平成24年6月20日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

平成25年7月2日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

平成26年4月15日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

平成26年6月18日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

平成27年4月10日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

2. この実施細則の施行日において、別表に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、別表の規定にかかわらず、平成28年3月31日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、別表の規定にかかわらず、平成28年5月2日とする。

平成28年4月1日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2. この実施細則の施行日において、別表に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、別表の規定にかかわらず、平成29年3月31日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、別表の規定にかかわらず、平成29年5月1日とする。

平成29年3月27日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

2. この実施細則の施行日において、別表に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、別表の規定にかかわらず、平成30年3月30日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、別表の規定にかかわらず、平成30年5月1日とする。

平成30年4月5日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

2. この実施細則の施行日において、別表に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、別表の規定にかかわらず、平成31年3月29日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、別表の規定にかかわらず、平成31年5月7日とする。

平成31年3月28日 承認

附 則

1. この実施細則の変更は、知事の承認のあった日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

令和元年7月1日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
2. この実施細則の施行日において、別表に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、別表の規定にかかわらず、令和2年3月31日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、別表の規定にかかわらず、令和2年5月7日とする。

令和2年3月31日 承認

附 則

1. この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
2. この実施細則の施行日において、別表に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る申込期限は、別表の規定にかかわらず、令和3年3月31日とし、当該申込みに係る負担金の納入期限は、別表の規定にかかわらず、令和3年5月7日とする。

令和3年4月28日 承認

附 則

1. この実施細則の変更は、知事の承認のあった日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

令和3年6月16日 承認

附 則

1. この実施細則の変更は、知事の承認のあった日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

令和4年4月1日 承認

附 則

1. この実施細則の変更は、知事の承認のあった日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

令和4年6月10日 承認

附 則

1. この実施細則の変更は、知事の承認のあった日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

令和5年3月30日 承認

別表（特定野菜等）

（単位：円・銭/kg）

野菜区分	業務区分			業務対象年間	申込期限	交付準備金 納入期限	保証 基準額	最低 基準額	資金造成 単価
	対象特定 野菜等	対象出荷 期間	対象 市場群						
特定野菜	えだまめ	6～10	東北	05.06.01～07.10.31	3月末日	4月末日	392.50	269.95	98.04
			関東	05.06.01～07.10.31			545.50	375.09	136.33
			近畿	05.06.01～07.10.31			496.50	341.30	124.16
	さやいんげん	6～10	東北	05.06.01～07.10.31	3月末日	4月末日	458.50	315.28	114.58
			関東	05.06.01～07.10.31			533.00	366.51	133.19
	すいか	7～8	東北	05.07.01～07.08.31	3月末日	5月末日	112.50	77.30	28.16
			関東	05.07.01～07.08.31			122.50	84.24	30.61
			東海	05.07.01～07.08.31			116.50	79.96	29.23
			近畿	05.07.01～07.08.31			118.50	81.39	29.69
	生しいたけ	5～6	東北	05.05.01～07.06.30	2月末日	3月末日	587.50	404.05	146.76
			関東	05.05.01～07.06.30			750.00	515.50	187.60
		7～10	東北	05.07.01～07.10.31	4月末日	5月末日	614.00	422.13	153.50
			関東	05.07.01～07.10.31			759.50	522.36	189.71
		11～12	東北	05.11.01～07.12.31	8月末日	9月末日	720.50	495.50	180.00
			関東	05.11.01～07.12.31			856.50	589.04	213.97
		1～4	東北	06.01.01～08.04.30	10月末日	11月末日	706.00	485.38	176.50
			関東	06.01.01～08.04.30			811.00	557.72	202.62
	ながいも 以外のや まのいも	10～12	関東	05.10.01～07.12.31	7月末日	8月末日	404.00	277.74	101.01
			近畿	05.10.01～07.12.31			385.50	265.20	96.24
		1～3	関東	06.01.01～08.03.31	10月末日	11月末日	394.00	271.07	98.34
近畿			06.01.01～08.03.31	495.00			340.26	123.79	
重要 特定 野菜	5～6	東北	05.05.01～07.06.30	2月末日	3月末日	767.00	527.37	191.70	
		関東	05.05.01～07.06.30			883.00	606.93	220.86	
	7～9	東北	05.07.01～07.09.30	4月末日	5月末日	706.50	485.87	176.50	
		関東	05.07.01～07.09.30			749.00	515.12	187.10	

附表 対象市場群

対象市場群	都市名	対 象 市 場 名	備 考	
北海道市場	札幌市	札幌市中央卸売市場		
	旭川市	旭一旭川地方卸売市場		
		丸果旭川地方卸売市場		
	岩見沢市	公設道央地方卸売市場		
	苫小牧市	苫小牧市公設地方卸売市場		
	函館市	函館市青果物地方卸売市場		
	釧路市	釧路市公設地方卸売市場		
	帯広市	帯広地方卸売市場		
	北見市	マルキタ北見地方卸売市場		
東北市場	秋田市	秋田市公設地方卸売市場		
	大館市	大館市公設総合地方卸売市場		
	能代市	能代青果地方卸売市場		
	由利本荘市	本荘総合地方卸売市場		
	横手市	秋田県南青果地方卸売市場		
	青森市	青森市中央卸売市場		
	弘前市	地方卸売市場弘果弘前中央青果(株)		
	八戸市	八戸市中央卸売市場		
	仙台市	仙台市中央卸売市場本場		
	盛岡市	盛岡市中央卸売市場		
	花巻市	花巻市公設地方卸売市場		
	金ヶ崎町	岩手県南青果地方卸売市場		
	東松島市	石巻青果花き地方卸売市場		
	山形市	山形市公設地方卸売市場		
		地方卸売市場(株)丸勘山形青果市場		
	三川町	公設庄内青果物地方卸売市場		
	福島市	福島市公設地方卸売市場		
	会津若松市	会津若松市公設地方卸売市場		
	いわき市	いわき市中央卸売市場		
	郡山市	地方卸売市場東印郡山青果(株)		
		郡山市総合地方卸売市場		
	関東市場	水戸市	水戸市公設地方卸売市場	
		土浦市	土浦地方卸売市場	
神栖市		公設鹿島地方卸売市場		
宇都宮市		宇都宮市中央卸売市場		
小山市		栃木県南公設地方卸売市場		
前橋市		前橋生鮮食料品総合地方卸売市場		
高崎市		高崎市総合地方卸売市場		
桐生市		桐生市公設地方卸売市場		
伊勢崎市		伊勢崎地方卸売市場		
館林市		館林市総合地方卸売市場		
川越市		埼玉川越総合地方卸売市場		

対象市場群	都市名	対 象 市 場 名	備 考
関東市場	熊 谷 市	地方卸売市場熊谷青果市場	
	川 口 市	地方卸売市場川口中央青果市場	
	さいたま市	地方卸売市場浦和総合流通センター	
		大宮総合食品地方卸売市場	
	春 日 部 市	地方卸売市場さいたま春日部市場	
	所 沢 市	所沢総合食品地方卸売市場	
	上 尾 市	地方卸売市場上尾市場	
	越 谷 市	越谷総合食品地方卸売市場	
	戸 田 市	JA 全農青果センター(株)東京センター	野菜販売施設
	千 葉 市	千葉市地方卸売市場	
	市 川 市	市川市地方卸売市場	
	木 更 津 市	木更津市公設地方卸売市場	
	船 橋 市	船橋市地方卸売市場	
	松 戸 市	松戸市公設地方卸売市場南部市場	
	茂 原 市	地方卸売市場(株)金板青果	
	成 田 市	成田市公設地方卸売市場	
	柏 市	柏市公設総合地方卸売市場	
	東 京 都	東京都中央卸売市場豊洲市場	
		東京都中央卸売市場大田市場	
		東京都中央卸売市場葛西市場	
		東京都中央卸売市場豊島市場	
		東京都中央卸売市場淀橋市場	
		東京都中央卸売市場北足立市場	
		東京都中央卸売市場板橋市場	
		東京都中央卸売市場世田谷市場	
		東京都中央卸売市場多摩ニュータウン市場	
		東京都練馬青果地方卸売市場	
	八 王 子 市	東京都八王子市北野地方卸売市場	
	国 立 市	東京都国立地方卸売市場	
	東 久 留 米 市	東京都東久留米地方卸売市場	
	横 浜 市	横浜市中央卸売市場本場	
	川 崎 市	川崎市中央卸売市場北部市場	
	藤 沢 市	湘南藤沢地方卸売市場	
	横 須 賀 市	地方卸売市場横須賀青果物(株)	
	平 塚 市	平塚地方卸売市場	
		JA 全農青果センター(株)神奈川センター	野菜販売施設
	小 田 原 市	小田原市公設青果地方卸売市場	
	相 模 原 市	地方卸売市場神奈川青果(株)本社市場	
	甲 府 市	甲府市地方卸売市場	
	長 野 市	長野地方卸売市場	
	上 田 市	上田連合地方卸売市場	
	松 本 市	松本市公設地方卸売市場	

対象市場群	都市名	対 象 市 場 名	備 考	
関東市場	飯 田 市	飯田市地方卸売市場		
	飯 山 市	飯山中央地方卸売市場		
	諏 訪 市	諏訪市公設地方卸売市場		
	佐 久 市	佐久地方卸売市場		
	静 岡 市	静岡市中央卸売市場		
	浜 松 市	浜松市中央卸売市場		
	沼 津 市	地方卸売市場沼津中央青果		
	三 島 市	地方卸売市場三島青果市場		
	富 士 市	岳南富士地方卸売市場		
北陸市場	新 潟 市	新潟市中央卸売市場		
	長 岡 市	地方卸売市場長岡中央青果(株)		
	三 条 市	地方卸売市場(株)三条中央青果卸売市場		
	新 発 田 市	株式会社新印新潟総合卸売センター		
	柏 崎 市	地方卸売市場柏印柏崎青果(株)		
	新 潟 市	地方卸売市場(株)新津食品流通センター		
	十 日 町 市	地方卸売市場十日町生鮮食品(株)		
	上 越 市	地方卸売市場新印上越青果(株)		
	胎 内 市	株式会社新印新潟総合卸売センター胎内分店		
燕 市	地方卸売市場(株)新印青果西部卸売市場			
東海市場	岐 阜 市	岐阜市中央卸売市場		
	大 垣 市	大垣市公設地方卸売市場		
	高 山 市	高山市公設地方卸売市場		
	可 児 市	可茂公設地方卸売市場		
	名 古 屋 市	名古屋市中央卸売市場本場		
	豊 山 町	名古屋市中央卸売市場北部市場		
	豊 橋 市	大一青果豊橋地方卸売市場		
		地方卸売市場豊橋中央青果		
	岡 崎 市	愛中岡崎地方卸売市場		
	一 宮 市	地方卸売市場一宮地方総合卸売市場		
	半 田 市	地方卸売市場知多南部総合卸売市場		
	豊 川 市	豊川青果地方卸売市場		
	津 島 市	地方卸売市場名古屋西流通センター		
	豊 田 市	豊田市公設地方卸売市場		
	碧 南 市	衣浦総合地方卸売市場		
	松 阪 市	三重県地方卸売市場		
	四 日 市 市	北勢地方卸売市場		
	伊 勢 市	伊勢志摩総合地方卸売市場		
	近畿市場	大 津 市	大津市公設地方卸売市場	
		京 都 市	京都市中央卸売市場第一市場	
宇 治 市		京都府南部総合地方卸売市場		
茨 木 市		大阪府中央卸売市場		
大 阪 市		大阪市中央卸売市場本場		

対象市場群	都市名	対 象 市 場 名	備 考
近畿市場	大 阪 市	大阪市中央卸売市場東部市場	
		地方卸売市場大阪促成青果	
	池 田 市	丸池地方卸売市場	
	堺 市	堺七道青果地方卸売市場	
		堺市立青果地方卸売市場	
		大阪南部合同青果地方卸売市場	
	岸 和 田 市	岸和田綜合食品地方卸売市場	
	高 槻 市	JA 全農青果センター(株)大阪センター	野菜販売施設
	神 戸 市	神戸市中央卸売市場本場	
		神戸市中央卸売市場東部市場	
	姫 路 市	姫路市中央卸売市場	
	尼 崎 市	尼崎市公設地方卸売市場	
	豊 岡 市	豊岡中央青果地方卸売市場	
	加 古 川 市	加古川市公設地方卸売市場	
	明 石 市	明石市公設地方卸売市場	
	山 市 馬 司 町	奈良県中央卸売市場	
和 歌 山 市	和歌山市中央卸売市場		
田 辺 市	南紀田辺地方卸売市場		